

# 令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会

「With コロナ」が既に各産業分野に定着しつつある中で、観光産業を柱としている沖縄経済は回復基調にあり、徐々にではありますが、危機的状況から脱却できる大きな節目の年になると期待されています。しかしながらコロナ禍で国民のライフスタイルに大きな変化が起きたことにより、衣食住を担う産業構造やそれに伴う制度的見直しが、今後益々加速していくものと予想されています。その一旦として、所有者不明土地解消に向けた民法の一部改正や相続土地国庫帰属法等が段階的に施行され、また、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が導入されます。

これらの新たな制度が我々の活動にどのような影響をもたらすのか注視していかなければなりません。

本会といたしましては、コロナ禍での経験を今後の事業へフィードバックすることが、本会や会員の活動に必ず“利”となるものと確信しております。

より具体的には、公益目的事業1並びに2に示している消費者保護や人材育成、社会貢献を中心とした事業としつつ、更なるデジタル化時代に即応すべく全宅連及び（一社）沖縄県不動産流通機構と協力し、「ちゅらさん家」の利便性向上を図り、全国版の「ハトサポサイン」「ハトサポB B」、「宅地建物取引士WE B法定講習システム」を含め、DX化に対応した事業を提供することで、引き続き会員の業務支援に努めてまいります。

さらに「沖縄宅建ビジョン」で掲げた“地域社会や関連団体との連携”を特に重視し、どのように情報を発信し、共存共栄していくかという命題を優先的に希求することにより、「その先にある全てのステークホルダー（利害関係者）の笑顔の為」の諸事業を引き続き推進してまいります。

つきましては、本会諸事業の適正かつ円滑な遂行の為、会員の皆様のご理解ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

以上、概要を集約して、次の事業を提案致します。

# 令和5年度事業計画概要

下記欄「実施形態」略語の説明

(単) : 本会単独事業

(共) : (公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部又は(一社)沖縄県不動産流通機構との共催事業

(委) : 外部への委託

業務	実施形態			実 施 内 容
	単	共	委	
I 公益 目的 事 業	公1 消費者からの宅地建物取引に関わる相談と消費者知識の普及啓発及び情報提供・調査・資料収集と安全・公正な取引を推進する消費者保護事業	○		1. 消費者向け啓発（不動産フェア）
		○		2. 宅地建物取引に関する知識の普及
		○		3. 関係機関支援(周知・啓蒙)
		○		4. 一般相談
		○		5. 総務省管轄の沖縄行政評価事務所が実施する「暮らしの総合行政相談所」へ相談員を派遣。
		○		6. 苦情相談
		○	○	7. 不動産情報の公開及び関係団体との情報共有化(一部委託)
		○		8. 広報業務 ①広報誌を保証協会と共同で年4回発行 ②協会事業等の情報開示
		○		1. 宅地建物取引士法定講習会(沖縄県知事からの受託)
		○		2. 宅地建物取引士資格試験 (一般財団法人不動産適正取引推進機構からの受託)
		○		3. 不動産コンサルティング技能試験 (公益財団法人不動産流通推進センターからの受託)
		○		4. 教育研修会
		○		5. 不動産広告の適正化に向けての調査及び指導
		○		6. 不動産広告の研修会
		○		7. 誌上研修

業務	実施形態 単・共・委	実 施 内 容
II 共益事業等	<input type="radio"/>	1. 会員情報管理業務
	<input type="radio"/>	2. 会員支援
	<input type="radio"/>	3. 入会促進及び入会審査業務 ①入会促進活動を行うとともに、入会審査を行う。 ②保証協会との業務委託契約に基づき入会審査業務を受託して行う。 ③(一社)流通機構との業務委託契約に基づき入会審査業務を受託して行う。
	<input type="radio"/>	4. 綱紀審査業務
	<input type="radio"/>	5. 会員相互交流
III 収益事業	<input type="radio"/>	1. 建物の一部賃貸
	<input type="radio"/>	2. 会館建設予定地を駐車場として賃貸
IV 法人運営会計	<input type="radio"/>	1. 総会、各種役員会、専門委員会事業等

## I 公益目的事業（公1）

宅地建物取引の相談及び知識の普及啓発並びに調査・資料収集と安全・公正な取引を推進すると共に地域貢献事業を実施します。

### 1. 相談事業の実施

#### （1）無料相談の内容

消費者が抱える取引に関する疑問、トラブル等の相談に対し、不動産無料相談所（以下「相談所」という。）を主体として、北部・中部・宮古・八重山地区にも相談所支所を設置し、相談所においては、当法人の不動産無料相談員（以下「相談員」という。）が公正・中立な立場から、取引等に関する専門的知識の提供、適切な助言、適切な専門機関の相談窓口の紹介・斡旋等支援を行います。

ア. 電話による相談・情報提供 ※本部相談所のみで対応

#### イ. 相談所【開催場所】

令和5年度

本 部（那覇）：沖縄県不動産会館2階相談室

中 部：中部地区宅地建物取引業者会事務所

北 部：名護市役所

宮 古：宮古地区宅地建物取引業者会指定事務所

八重山：大濱信泉記念館研修室

#### ウ. 暮らしの総合行政相談所への相談員派遣と相談回数

総務省沖縄行政評価事務所管轄の暮らしの総合行政相談所に毎年相談員を月1回派遣します。（那覇中央郵便局1階相談室 派遣回数 12回）

## **エ. ラジオ不動産相談所**

【共 催】(公社) 全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部  
【放 送】ラジオ沖縄  
【放送時間】毎月 第1土曜日 午前9時15分から10分間放送  
【内 容】本放送は、不動産取引に関し聴取者からの疑問、質問を事前に  
メールやFAXで受付けて、専門家の立場から分かり易く解説  
・回答していく放送番組です。  
【講 師】弁護士

## **(2) 相談員の資質確保・向上への取組み**

相談員は、宅地建物取引士（資格者）のうち、特に知識・経験が豊富で、取引に精通している者を選任し、様々な相談事案や法令改正に対処するため、「相談員研修会」や相談員からの問題提起（判断に困った事など）を議題に討論の場として「相談員会議」を開催し、資質向上と消費者からの質問等に対して共通認識が図られるよう努めます。

### **ア. 相談員研修会**

日時：令和5年9月予定

### **イ. 相談員会議**

日時：令和5年9月予定

## 2. 宅地建物取引に係る知識の普及・啓発事業

消費者を対象に宅地建物の取引に関する知識の普及啓発を図る事業を行います。この事業は、正しい取引知識の普及・啓発を行うことによって、取引に関するトラブルの発生を未然に防止し、消費者の取引の安全と公正を確保し、利益の擁護又は増進を図ります。

### (1) 消費者向けライブラリーの設置

宅地建物取引に関連する書籍や DVD を消費者に無料で閲覧・貸出する為、協会 2 階相談室等所在のライブラリー室を広く消費者へ開放します。

### (2) セミナーによる普及啓発

セミナー形式により普及啓発の事業を実施します。具体的には、消費者の取引に関する法律知識の普及と紛争の未然防止に資するわかりやすい内容を題材として、下記セミナーを開催します。

#### ア. 消費者講座（不動産フェア）の開催

9月23日「不動産の日」を一般消費者へ周知する目的を兼ねて、不動産に関する無料相談会や消費者に不動産取引・契約をわかりやすく学んでいただける講座を開催します。

#### イ. 家主セミナーの開催（年1回開催）

家主・大家さんに向けて、トラブルの未然防止・法律知識の普及の場となるようセミナーを開催します。

これまでに賃貸経営（原状回復や修繕費用のトラブル事例など）から始まり、相続や公正証書に至るまで、不動産に関わる知識を幅広いテーマで開催しています。

#### ウ. 開業支援セミナーの実施

どうしたら開業、就業できるのだろうという疑問を抱える方に対して、宅地建物取引業の概要、開業の流れ、宅地建物取引業の免許要件、免許許可申請手続、営業保証金供託手続等、開業に必要な具体的情報の提供を行い、専門的知識の普及啓発を目的として年1回、不動産開業支援セミナーを開催します。また、セミナー以外でも宅地建物取引業免許申請に必要な免許許可申請書を無料で提供し、記入方法についても詳細に説明を行っています。

### **3. 指定流通機構を活用した情報提供・資料収集・調査と指導**

宅地建物取引業法に定められている指定流通機構は、不動産取引の透明性と適正・円滑・迅速な取引の実現を図るため、国土交通大臣の指定を受けて運用している事業法人です。当協会では公益社団法人西日本不動産流通機構の設立から参画しており、他県とも連携を図りながら事業実施に協力します。

#### **(1) 目的**

取引に係る様々な情報を整理して消費者へ適切に提供することで、取引の公正・安全と普及を図り、消費者利益を保護することを目的とした事業を行います。

#### **(2) 調査・資料収集・情報提供事業の内容**

消費者が安全・安心な取引をするためには、複雑かつ専門的な宅地建物取引に関する物件情報を標準・規格化し、取引の目安となる賃料、物件価格その他の不動産統計等の分析された情報と併せて利用できることが不可欠で、当法人では、取引情報等をレインズシステムによって収集・統計データ化し、これをインターネット等で提供することで、取引市場の透明性を確保します。

#### **(3) 取引に関する情報提供の方法**

- ①不動産流通標準情報システム（以下、レインズ）及び不動産統計情報サイト（以下、ハトマークサイト）による調査・資料収集・情報提供を行います。
- ②本県レインズシステム説明会の開催を一般社団法人沖縄県不動産流通機構に委託し実施します。

#### **(4) 不動産統計情報の提供**

物件情報に関する照会事業を行います。

#### **(5) 運用と一部委託事業**

- ①本県レインズシステムの運営は関係団体の一般社団法人沖縄県不動産流通機構に委託します。
- ②一般社団法人沖縄県不動産流通機構と連携し、システムの構築と情報公開サイト「ちゅらさん家」を活用し会員が登録した物件情報を一般の方にも公開します。

## 4. 宅地建物取引業を通した地域貢献事業

### (1) 住宅環境の安全と美化活動

沖縄県警察本部や（公財）暴力団追放沖縄県民会議等と定期的に意見交換会（暴力団排除連絡会）を開くなど連携を取りつつ、「こども 110 番」（会員事業所等）、暴力団排除の推進などを通じて安全・安心な社会形成にも寄与します。

また、県民が安全かつ安心して暮らすことができるよう、住宅地や幹線道路の立て看板等の違反屋外広告物の実態調査を行い、違反者への指導（注意警告）と違反防止の周知に努めます。

これらを周知・指導するための取り組みとして、不動産広告の表示等に関する研修会（不動産公正競争規約違反事業者研修会）を実施します。

なお、宅建業法、不動産の表示に関する公正競争規約に違反し、処分を受けた宅建業者に対しては業務改善指導を実施し、宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正が確保されるよう、（一社）九州不動産公正取引協議会とも連携し、監察、教育研修など積極的に行います。その他、不動産広告の適正化に関連して下記事項に取り組みます。

- ①違反広告に対し文書注意等の措置
- ②広告作成時の事前相談及び点検
- ③表示規約並びに景品規約遵守のために新規免許取得研修会へ講師派遣
- ④消費者モニターミーティングを 2 回開催
- ⑤広告制作会社及び会員を対象に不動産公正競争規約周知のための研修会（広告研修会）を開催

## （2）関係官公庁等事業への参加・協力及び支援活動等

「公営住宅の建て替え事業」に係る協力並びに「埋立分譲地及び区画整理保留地の媒介斡旋に関する協定」を締結し、情報の周知を行い地域社会の活性化やまちづくり並びに県民生活の安定向上に努めます。

また、関係行政庁及び関係諸団体からの依頼事項については、広報誌及びホームページ・研修会等を通して周知を図ります。

### 《当協会が協力・支援する関係機関》

1. 沖縄国税事務所土地評価審議会
2. 沖縄地区土地政策推進連携協議会
3. 沖縄県不動産取引適正申告推進協議会
4. 沖縄県車両関係犯罪防止対策協議会
5. (公財) 暴力団追放沖縄県民会議
6. 沖縄県青少年育成ネットワーク
7. 沖縄県防犯ネットワーク会議
8. ちゅらうちな～安全なまちづくり推進会議
9. 民間建築物アスベスト含有調査等の支援に係る連絡会議
10. 沖縄県空き巣防止対策連絡会議
11. 沖縄県固定資産評価審議会
12. 沖縄科学技術大学院大学周辺整備住宅専門部会
13. 美ら島沖縄風景づくり協議会
14. 沖縄県居住支援協議会
15. 沖縄県住生活基本計画・変更計画策定委員会
16. 沖縄県空家対策に係る検討会
17. 沖縄こどもの未来県民会議
18. 那覇市民憲章推進協議会
19. 那覇市財産評価審議会
20. 那覇市住宅政策等審議会
21. 那覇市固定資産評価審査委員会
22. 那覇市協働によるまちづくり推進協議会及び道路ボランティア
23. 那覇市広域都市計画事業（真嘉比第二区画整理事業地内集合換地の処分）
24. 那覇市空家対策に係る検討会
25. 沖縄市障がい者自立支援協議会
26. 沖縄市固定資産評価審査委員会
27. 浦添市住生活基本計画策定委員会
28. うるま市国土利用計画審議会
29. 沖縄土業ネットワーク協議会
30. (一財) 不動産適正取引推進機構
31. (公財) 不動産流通推進センター

### (3) 当協会主催協議会等

#### ア. (公社) 沖縄県宅地建物取引業協会暴力団対策協議会

会員間の相互理解と協力により会員及び会員が関係する宅地建物取引業務に対するあらゆる暴力を予防し、かつ排除することにより健全な宅地建物取引を通じ地域社会に貢献することを目的として設置します。

- <内容>
1. 会員及び取引に対するあらゆる暴力を予防し、かつ排除するための情報交換、研究、研修及び共助。
  2. 警察の行う暴力団排除活動に対する協力。
  3. その他、(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会暴力団対策協議会の目的を達成するために必要な事業。

なお、上記目的を達成するために下記の連絡会を開催します。

#### 暴力団排除連絡会

暴力団等の不正・不当要求の排除及び宅建業者に対する指導・通報体制など、捜査に協力すると共に情報交換のため、沖縄県警察本部と当協会による暴力団排除連絡会を必要に応じて開催します。

【日 時】 令和5年9月29日（金）

【場 所】 沖縄県不動産会館4階ホール

【内 容】

1. 宅建業者に対する指導  
各種契約書（賃貸・売買・マンション管理・駐車場賃貸借等）に暴力団等排除条項を盛り込み、また、反社会的勢力ではないことの表明・確約書を備えることを周知する。
2. 暴力団等の排除に関する通報及び捜査協力
3. 情報交換会の開催
4. 不当要求防止責任者講習会の受講促進
5. 平素における関係機関との連携
6. その他
  - ①広報誌「宅建おきなわ」等による暴力団等排除啓発と情報発信
  - ②暴力団等からの不当要求時対応マニュアルを会員へ周知
  - ③（公財）暴力団追放沖縄県民会議の事業協力〔暴力団追放県民総決起大会への参加促進等〕
  - ④各地区暴力団等排除組織の事業への参画・協力
  - ⑤コンプライアンス規程の整備
  - ⑥暴力団排除条例への対応

## イ.沖縄県不動産取引適正推進協議会

公正な不動産取引の慣行を確立し、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、当協会と関係機関団体が協議し、公共の福祉増進に寄与することを目的に継続して開催します。

【日 時】 令和6年2月9日（金）

【場 所】 不動産会館4階ホール

【内 容】 1. 不動産広告の適正化

2. 無免許業者排除

3. 暴力団等の排除

4. その他、本会の目的を達成するため必要な事業

【参加予定団体】 沖縄総合事務局 開発建設部・組織整備課

沖縄県 土木建築部 建築指導課

沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課

沖縄県 土木建築部 住宅課

沖縄県住宅供給公社

沖縄県居住支援協議会

沖縄県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課

沖縄県警察本部 刑事部 捜査第二課

(公財) 暴力団追放沖縄県民会議

(株) タイムス住宅新聞社

(株) 正広コーポレーション

(株) 沖縄建設新聞

ネットライフ（有）

(株) ラジオ沖縄

(株) プロトソリューション

アットホーム（株）

(株) いえらぶ琉球

(一社) 沖縄県不動産流通機構

## **5．取引にかかる健全な運営の確保に資するため国政への建議**

（公社）全国宅地建物取引業協会連合会並びに全宅連九州地区連絡会と連携し、不動産流通の活性化と消費者の利益保護を目的として、所轄政府機関等に土地住宅政策及び土地住宅税制等に関する要望活動を行います。

## **6．広報誌、不動産情報誌による周知**

当協会主催の会員向け研修会や各種セミナー、法令改正や宅建業に関わる行政からの周知依頼文書などを掲載しています。また、手に取った一般消費者へも不動産の情報提供の場となるよう、ラジオ放送している不動産相談を掲載し、情報をわかりやすく、読みやすくした広報誌「宅建おきなわ」を発行いたします。

発行部数：7700部（年4回）

配布先：会員、各関係機関、県内図書館、46都道府県宅建協等

## I 公益目的事業（公2）

取引の安全と公正を確保するため、宅地建物取引業法等法令遵守指導・助言及び専門的知識・技能の普及等の各種研修の実施と人材育成事業を下記のとおり実施します。

### 1. 取引に係る教育研修の実施事業

#### （1）教育研修の内容

この事業は、消費者を保護するため、宅建業者等の取引に関する専門的知識・技能の習得・普及を図り、安全・安心な取引の推進と宅建業法並びに関係法令に定める適正な手続きを遵守励行することにより、広く宅建業者及びその従業員の資質の向上を目的とし実施致します。なお、一般消費者の不動産取引に係る知識向上も必要不可欠であるため、ホームページ、広告媒体等を利用して案内します。

#### ア. 法定研修会の実施

この研修会は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づき、取引に係る専門的知識の習得育成を目的とするものであり、(公社)全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部（以下、沖縄本部）との共催で実施します。

受講資格は、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事している者、又は従事しようとする者が資質の向上を図ることを目的としていますが、一般消費者も対象（参加）として周知し、多くの方が視聴できるよう集合とWEB配信の同時開催をします。

【日 時】 令和5年11月9日（木）

【場 所】 アイムユニバースてだこホール 小ホール

#### イ. 実務研修会の実施

宅建業者の資質向上を図り、消費者に対して不動産取引の啓蒙を図る研修会であり、会員業者から実際にあった事例による案件内容を発表し、その場で弁護士による助言指導を行う研修会を多くの方が視聴できるよう集合とWEB配信の同時開催します。

【日 時】 令和5年8月17日（木）

【場 所】 アイムユニバースてだこホール 小ホール

#### **ウ. 賃貸不動産管理業務研修会**

賃貸管理業務でトラブル等を未然に防ぐ為、毎年1回開催します。

【開催日時】令和5年12月6日（水）

【場所等】アイムユニバースてだこホール 大ホール

【対象者】消費者、会員

【受講料】会員 無料

会員以外 無料

【告知方法】新聞広告、ホームページにより、広く参加者を募集します。

#### **エ. 地区研修会の実施**

この研修会は、県内9地区において年1回、上記ア及びイの研修受講が困難な地区（特に遠隔地の宮古地区・八重山地区）及び受講機会を逃した者に対して実施している研修会です。内容については、上記研修会の内容を集約したもの及び宅建業法改正等の周知を図るものとなっております。

この地区に所在する消費者にも門戸を開き、受講できるよう実施致します。

（小禄・南部地区）

【日 時】令和5年7月28日（金）（予定）

【場 所】未定

【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

（宜野湾・中城地区）

【日 時】令和5年8月10日（木）（予定）

【場 所】未定

【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

（那覇東地区）

【日 時】令和5年8月25日（金）（予定）

【場 所】未定

【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(那覇西地区)

- 【日 時】令和5年9月8日（金）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(浦添・西原地区)

- 【日 時】令和5年9月22日（金）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(八重山地区)

- 【日 時】令和5年10月27日（金）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(宮古地区)

- 【日 時】令和5年11月2日（木）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(中部地区)

- 【日 時】令和5年11月24日（金）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

(北部地区)

- 【日 時】令和5年12月8日（金）（予定）
- 【場 所】未 定
- 【内 容】「2024年施行の相続登記義務化について」

#### **オ. 新規免許取得者研修会の実施**

この研修会は、当協会の会員を問わず、新規免許取得者（代表者・取引士等）を対象に宅建業法その他関係法令の概要、保証協会の苦情・弁済等の制度、手付金保管・保証制度、その他レインズシステム、不動産公正競争規約など免許業者として必要な専門的知識・技能を修得とする研修会で年2回開催します。

(前期)

- 【日 時】令和5年7月21日（金）  
【場 所】沖縄県不動産会館 4階ホール  
【講 演】「倫理規程の重要性について」  
「不動産の表示に関する公正競争規約について」  
「重要事項説明書作成のポイント」

(後期)

- 【日 時】令和6年2月16日（金）  
【場 所】沖縄県不動産会館 4階ホール  
【講 演】「倫理規程の重要性について」  
「不動産の表示に関する公正競争規約について」  
「重要事項説明書作成のポイント」

#### **2. 専門的知識・技能の普及等の人材育成**

##### **(1) 令和5年度 宅地建物取引士法定講習会の実施**

本講習の受講形態は対面並びにWEB講習の選択制となっております。

周知については該当者の有効期限を調査し、受講案内を通知すると共に有効期限を切らさないよう、ホームページ及び広報誌等で広く注意喚起を行います。

	実施日	場 所
第1回	令和5年5月9日（火）	浦添市産業振興センター（結の街）
第2回	令和5年7月19日（水）	沖縄コンベンションセンター

第3回	令和5年9月12日(火)	浦添市産業振興センター（結の街）
第4回	令和5年11月28日(火)	浦添市産業振興センター（結の街）
第5回	令和6年1月24日(水)	浦添市産業振興センター（結の街）
第6回	令和6年3月21日(木)	沖縄産業支援センター

## (2) 宅地建物取引士資格試験の実施

### 《事前作業事務の内容》

- (ア) 試験会場等の確保をします。(会場：興南高校 沖縄尚学高等学校等)
- (イ) 試験の周知と案内及び配付等(案内ポスターの掲示及び試験申込書の配付等)  
本会窓口、沖縄県土木建築部建築指導課及び各土木事務所
- (ウ) 受験申込受付(申込書の受付受理に係る審査、修正と整理及び審査結果の通知)
- (エ) 要配慮受験者等への対応
- (オ) 郵送・インターネット申込者の詳細データ入力(受付期間中毎日)
- (カ) 試験会場通知の作成・校正と通知
- (キ) 試験監督員等の手配及び説明会の開催
- (ク) 推進機構主催試験事務説明会並びに総括会議への参加
- (ケ) 公共交通機関、試験会場付近施設等との連絡調整(危機管理への対応)
- (コ) 試験前日の会場設営

### 《試験当日事務の内容》

- (ア) 試験会場本部の設置と実施準備
- (イ) 試験監督事務の説明(注意事項・不正受験者への対応)
- (ウ) 受験者数の把握
- (エ) 解答用紙の回収及び点検照合のうえ、(一財) 不動産適正取引推進機構指定機関へ送達

## 《県内合格者の掲示等》

(ア) 合格者の受験番号、合否判定基準及び正解番号の掲示

### <令和5年度 宅地建物取引士資格試験 試験日>

- ・試験日時 令和5年10月15日（日）
- ・試験会場 興南高等学校 沖縄尚学高等学校 沖縄国際大学 琉球大学等
- ・実施計画

令和5年	申込予定数
	5,000名

### （3）不動産コンサルティング技能取得目的のための支援（高度な専門的人材の輩出）

不動産コンサルティング技能試験について（公財）不動産流通推進センターが行う試験事務の実施全般を同センターと緊密な連携を図り、この事業を公正かつ適正に実施します。

### <不動産コンサルティング技能試験日程>

【日 時】 令和5年11月12日（日）

【場 所】 沖縄県不動産会館4階ホール

### 3. 宅建業法及び関連法令等の情報提供

専門相談、宅地建物取引士資格更新のための講習、各種セミナーなど、関連法令改正の動向、業界ニュース、本会の調査研究成果、その他時機に応じた情報などをホームページで逐次公開し周知します。

## II 共益事業等

### 1. 会員情報管理業務

会員の正確な情報を把握するため、新入会員の追加、退会会員の削除、既存会員の変更を実施し、管理して参ります。

### 2. 会員支援事業

#### (1) 会員向けライブラリーの整備・開放

不動産実務に関する書籍や DVD を購入し、協会1階で自由に閲覧出来ることを会員へ周知します。

#### (2) 公営分譲地媒介促進

・会員支援委員会に於いて事業推進についての検討をします。

#### (3) 女性部会では、毎月第3土曜日に定例会を実施し知識の共有、ネットワークの構築、女性会員の資質向上に努めます。

・定例会・毎月第3土曜日実施予定

### 3. 入会促進及び入会審査業務

①入会促進活動を行うとともに、入会審査業務を行います。

会員予定数

区分	令和5年度入会予定	
	本店	支店
会員数	50	10
合計数	1,586	

②（公社）全国宅地建物取引業保証協会沖縄本部との業務委託契約に基づき入会審査業務を受託して行います。

③（一社）沖縄県不動産流通機構との業務委託契約に基づき入会審査業務を受託して行います。

#### 4. 綱紀審査業務

会員事務所訪問を実施し、掲示物等を調査します。

#### 5. 会員相互交流事業

- ・会員親睦のための新年賀詞交歓会を沖縄ハーバービューホテルにて開催します。
- ・慶弔に該当する会員に対して、慶弔費を支給します。
- ・表彰等に該当する会員及び優良従業者に対して、記念品を贈呈します。

#### 6. その他事務受託事業

### **III 収益事業**

#### **1. 建物の一部を賃貸する事業**

貸室を（株）沖縄県不動産会館、リュウホ（株）、丸善雄松堂（株）、アットホーム（株）等に賃貸し収益を図ります。

#### **2. 新会館建設予定地を駐車場として賃貸する事業**

那覇市前島駐車場用地を賃貸し収益を図ります。

### **IV 法人運営その他事業**

#### **1. 総会**

総会運営について、総務財務委員会にて協議します。

#### **2. 各種役員会及び特別委員会**

##### **(1) 役員会の開催**

正副会長会

常務理事会

理事会

##### **(2) 表彰選考委員会**

第11回定期総会における会員及び優良従業員表彰者について、表彰規程第4条（表彰等の基準）に従い審査選出します。

##### **(3) 専門委員会**

下記専門委員会において各事業を実施します。

- ・総務財務委員会
- ・人材育成委員会
- ・広報啓発委員会
- ・流通委員会
- ・綱紀・公取指導委員会
- ・会員支援委員会